

## 閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

# 令和 2 年第 4 回定例市議会提出議案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
5 3	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1
5 4	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	4
5 5	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6
5 6	藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
5 7	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	11
5 8	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	13
5 9	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	16
6 0	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	18
6 1	藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正について	20
6 2	藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	27
6 3	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について	29
6 4	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の廃止等について	31
6 5	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	35
6 6	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	36
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	38

このほかの提出議案

- 議案番号 6 7 令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第8号）について  
 6 8 令和2年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号）について

て

- 6 9 令和 2 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 7 0 令和 2 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 7 1 令和 2 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 7 2 令和 2 年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 7 3 令和 2 年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 7 4 令和 2 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 53 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 2 年 10 月 7 日及び同月 28 日付け人事院勧告を受け、本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢を鑑み、一般職の職員、特定任期付職員、会計年度任用職員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するものである。

藤井寺市条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」を「令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」に、「令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」を「令和4年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」に、「100分の130」とする」を「100分の127.5」とする」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の197.5」を「100分の192.5」に改める。

第7条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の192.5」を「100分の195」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 54 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

法令に基づく公の選挙の投票事務及び開票事務に従事した場合並びに災害による配備に伴う業務に従事した場合における手当の支給方法について見直すとともに、時間外勤務手当等及び管理職員特別勤務手当に関する規定を整理するものである。

藤井寺市条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」を「第13条第1項の規則で定める職員」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第23条の3第1項中「第13条の規定に基づく規則で定める職員」を「第13条第1項の規則で定める職員」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項に規定する職員が、」を「同項に規定する職員が」に、「、週休日等」を「週休日等」に、「当該職員に」を「当該職員には、」に改め、同項ただし書を削る。

附　則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第23条の2及び第23条の3の規定は、施行日以後の勤務に係る時間外勤務手当等及び管理職員特別勤務手当から適用し、同日前の勤務に係る時間外勤務手当等及び管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。

議案第 55 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

新たに投票管理者の報酬及び期日前投票管理者の半日の報酬額について規定するものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 市の常勤の職員が別表第1に掲げる職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しない。ただし、法令の規定に基づいて任命権者が認めるときは、この限りでない。

別表第1中

「

投票立会人	日額 17,000円 半日 8,500円
期日前投票管理者	日額 16,000円
期日前投票立会人	日額 15,000円 半日 7,500円

」

を

「

投票管理者	日額 18,000円 半日額 9,000円
投票立会人	日額 17,000円 半日額 8,500円
期日前投票管理者	日額 16,000円 半日額 8,000円
期日前投票立会人	日額 15,000円 半日額 7,500円

」

に改める。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 56 号

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅  
介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正について

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等  
の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等  
の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正す  
る省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号）が公布され、指定居宅介護支援事業所  
における管理者要件について、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の  
延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得な  
い理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能と  
されたことに伴い、本条例においても、所要の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第　　号

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅  
介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等  
の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年藤井寺市条例第5号)  
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」  
という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由が  
ある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に  
規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介  
護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する」を削り、「第5条  
第1項」を「同条第1項」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条  
第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受け  
ている事業者の当該指定に係る事業所(同日において当該事業所における第5条  
第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。)が、主任介  
護支援専門員でないものに限る。)については、第5条第2項」と、「介護支援  
専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する」とあるのは「引  
き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書を加える  
改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 57 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 15 条により租税特別措置法が改正され、同様に「特例基準割合」を規定している地方税法においても、名称変更等の改正が行われたことに伴い、本条例においても、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の附則第3条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 58 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

平成 30 年度の税制改正において、給与所得控除及び公的年金控除が 10 万円引き下げられ、基礎控除額が 10 万円引き上げられることとされたことに伴い、軽減判定基準を見直すとともに、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 15 条による租税特別措置法の改正に伴う「特例基準割合」の名称変更等の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第2条中「地方税法第313条第3項」ととの次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とを加える。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）

第19条第1項及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 新条例附則第3条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 59 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 3 年 4 月診療分から、子ども医療費の助成の対象年齢を入院・通院とともに、現行の「15 歳到達年度末まで」から「18 歳到達年度末まで」に引き上げるに当たり、所要の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第　　号

### 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第5条中「15歳」を「18歳」に改める。

第6条第1項中「保護者」の次に「(婚姻により成年に達したものとみなされる対象者にあっては、当該対象者。以下同じ。)」を加える。

第8条中「受けている者」の次に「(以下「受給者」という。)」を加える。

第9条ただし書中「子どもの保護者」を「受給者の保護者(婚姻により成年に達したものとみなされる受給者にあっては、当該受給者。以下同じ。)」に改める。

第10条中「子どもの保護者」を「受給者の保護者」に改める。

第11条中「子ども」を「受給者」に改める。

第14条第1項中「子どもの保護者」を「受給者の保護者」に改め、同条第2項中「第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた子ども」を「受給者」に改める。

第15条中「者」を「対象者の保護者」に改める。

第16条中「対象者」を「受給者の保護者」に改め、「受給者」の次に「の保護者」を加える。

第17条中「対象者」を「受給者の保護者」に改める。

### 附　則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

#### (準備行為)

3 新条例第6条、第7条、第14条及び第15条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

議案第 60 号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 15 条により租税特別措置法が改正され、同様に「特例基準割合」を規定している地方税法においても、名称変更等の改正が行われたことに伴い、本条例においても、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の附則第2条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 61 号

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部  
改正について

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和元年の消費税の引き上げ、平成 30 年度の固定資産税評価額の評価替えを踏  
まえ、道路占用料金等について見直しを行い、道路占用料及びこれと共に単価を  
使用する流水占用料等に係る表を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徵収条例の一部を改正する条例

(藤井寺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 藤井寺市道路占用料条例（昭和34年藤井寺市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	電柱	電柱	3,700円
		支柱	3,700円
		支線柱	1,700円
		支線	730円
	電話柱	電話柱	2,200円
		支柱	3,000円
		支線柱	1,600円
		支線	730円
	その他の柱類		220円
	共架電線その他上空に設ける線類		22円
変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	地下電線その他地下に設ける線類		13円
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所		4,300円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		1,800円
	その他もの		4,300円
	占用面積1平方 メートルにつき 1年		4,300円

法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	水管、下 水道管、 ガス管 等	外径が0.07メートル未満のもの	90円
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	130円
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	200円 長さ1メートルにつき1年
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	260円
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	390円
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	510円
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	900円
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	1,300円
		外径が1.00メートル以上ものの	2,600円

	マンホールその他これに類するもの		1, 300 円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1年	4, 300 円	
法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号に 掲 げ る 施 設	上空に設ける通路		2, 200 円	
	地下に設ける通路		1, 300 円	
	その他のもの		4, 300 円	
法 第 3 2 条 第 1 項 第 6 号に 掲 げ る 施 設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	43 円	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	430 円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	430 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 300 円
	標識		1 本につき 1 年	3, 400 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	43 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	430 円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	43 円

	その他のもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 月	4 3 0 円
アーチ	車道を横断する もの	1 基につき 1 月	4 , 3 0 0 円
	その他のもの		2 , 2 0 0 円
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	4 3 0 円
その他のもの		1 メートル又は 1 平方メートル につき 1 月	4 3 0 円以内 の額

(藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 藤井寺市準用河川占用料徴収条例（平成 12 年藤井寺市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		単位	占用料
電柱	電柱	1 本につき 1 年	3 , 7 0 0 円
	支柱		3 , 7 0 0 円
	支線柱		1 , 7 0 0 円
	支線		7 3 0 円
電話柱	電話柱	長さ 1 メートル につき 1 年	2 , 2 0 0 円
	支柱		3 , 0 0 0 円
	支線柱		1 , 6 0 0 円
	支線		7 3 0 円
その他の柱類			2 2 0 円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートル につき 1 年	2 2 円
地下電線その他地下に設ける線類			1 3 円

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4, 300円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4, 300円
水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	90円
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	130円
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	200円
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	260円
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	390円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	510円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	900円
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	1, 300円
	外径が1.00メートル以上のもの	2, 600円
	マンホールその他これに類するもの	1, 300円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円
橋りょう、桟橋、上屋その他のこれらに類する工作物	1平方メートルにつき1年	360円
工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートルにつき1年	75円

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 62 号

藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部  
改正について

藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 15 条により租税特別措置法が改正され、同様に「特例基準割合」を規定している地方税法においても、名称変更等の改正が行われたことに伴い、本条例においても、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 56 年藤井寺市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附　則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 2 項の規定は、延滞金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

#### 提案理由

水道事業に係る債権管理の適正化等を図るため、本条例の一部を改正するものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第29条の2」に改める。

第4章中第29条の次に次の1条を加える。

(債権の放棄)

第29条の2 管理者は、料金の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該料金の債権を放棄することができる。

- (1) 消滅時効に係る時効期間が経過した場合（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該料金の債権につきその責任を免れた場合（保証人の保証があるときを除く。）
- (3) 債務者が死亡し、相続財産及び相続人が存在しない場合又は存在の有無が判明しない場合

2 管理者は、前項の規定により料金の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の廃止等について

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日より大阪広域水道企業団と水道事業を統合し、当企業団が本市給水区域の水道事業を実施しようとするため、本市の条例について所要の改廃を行うものである。

# 藤井寺市条例第　　号

## 藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例

(藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）
- (2) 藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号）
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第11号）
- (4) 藤井寺市上水道事業分担金徴収条例（昭和45年藤井寺市条例第35号）
- (5) 藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年藤井寺市条例第28号）  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1水道事業経営審議会委員の項及び水道施設整備事業評価委員会委員の項を削る。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削る。

附則第8項の表水道事業管理者の項を削る。

別表水道事業管理者の項を削る。

(藤井寺市特別会計条例の一部改正)

第4条 藤井寺市特別会計条例（昭和39年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(藤井寺市職員定数条例の一部改正)

第5条 藤井寺市職員定数条例（昭和55年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「715人」を「688人」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(藤井寺市情報公開条例の一部改正)

第6条 藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1号中「、水道事業管理者」を削る。

(藤井寺市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、水道事業管理者」を削る。

(藤井寺市行政手続条例の一部改正)

第8条 藤井寺市行政手続条例（平成11年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる水道事業管理者」を削る。

(藤井寺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第9条 藤井寺市職員の厚生制度に関する条例（平成18年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

第10条 重要な公の施設に関する条例（平成19年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(特に重要な公の施設)

第3条 法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を要する特に重要な公の施設は、下水道事業施設とし、その長期かつ独占的な利用は、10年を超える期間にわたり一般の利用を著しく妨げることとなる利用とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項を削る。

(藤井寺市暴力団排除条例の一部改正)

第12条 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第13条 藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる水道事業管理者」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、第1条の規定による廃止前の藤井寺市水道事業の設置等に関する条例第8条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(藤井寺市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第4条の規定による改正前の藤井寺市特別会計条例第1条第2項第4号に規定する水道事業会計の令和2年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

## 議案第 65 号

### 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

平成 27 年 12 月 21 日議決に係る公の施設の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

#### 1 施設の名称及び指定管理者

施設の名称	指定管理者
藤井寺市立市民総合会館	藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 3 号 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
藤井寺市立福祉社会館	藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 8 号 社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会
藤井寺市立老人福祉センター	吹田市南金田 2 丁目 12 番 1 号 株式会社ビケンテクノ
藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場	藤井寺市北岡 1 丁目 2 番 3 号 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社
藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場	羽曳野市伊賀 5 丁目 1 番 4 号 株式会社アスウェル

#### 2 指定の期間 変更前 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

変更後 平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

#### 提案理由

令和 2 年度が現指定管理者との指定の期間の最終年度となっているが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、令和 3 年度以降の指定管理者の選定手続を進めることができ困難な状況となっていたため、指定の期間を 1 年間延長しようとするものである。

議案第 66 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ  
とについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

白木直光

提案理由

令和 2 年 1 月 31 日任期満了によるものである。

住所

[REDACTED]  
白木直光

[REDACTED]  
生

略歴

[REDACTED]



同 21年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員  
[REDACTED]

同 24年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員  
[REDACTED]

同 27年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員  
[REDACTED]

同 30年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

諮詢第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年11月30日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

井 関 芳 文

松 川 命

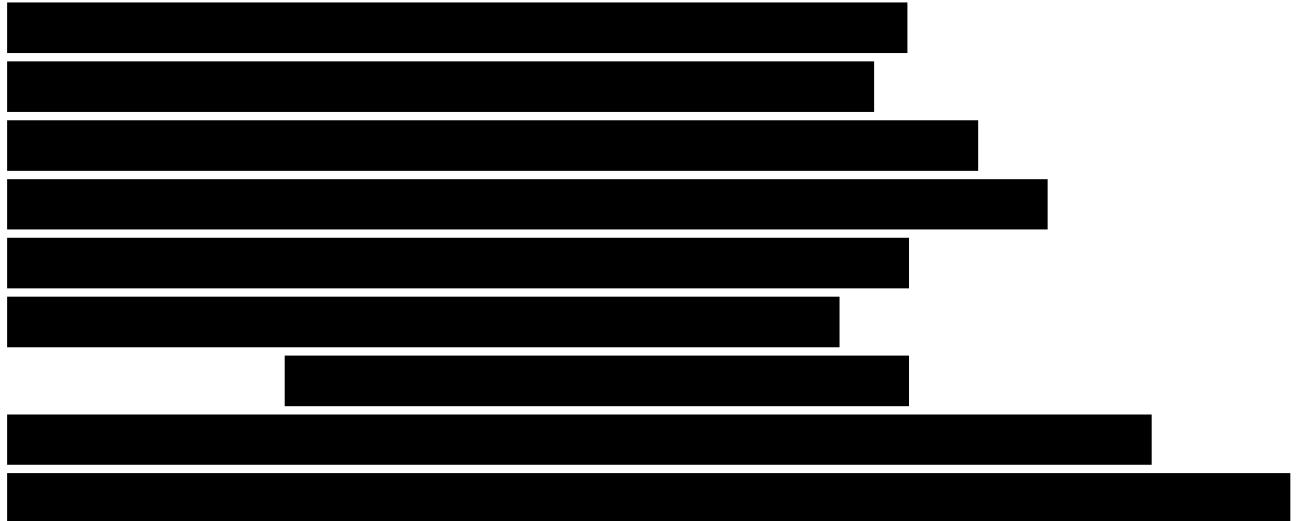
提案理由

令和3年6月30日任期満了によるものである。

住所

井 関 芳 文  
生

略 歴



同 27年 7月 人権擁護委員

同 30年 7月 人権擁護委員（現在に至る）

令和 2年 7月 藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会会計監査（現在に至る）

住所

松川

命

生

略歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

同 21年 7月 人権擁護委員  
同 24年 7月 人権擁護委員  
同 27年 7月 人権擁護委員  
同 30年 7月 人権擁護委員（現在に至る）

